

子発 1228 第 1 号  
障発 1228 第 4 号  
令和 4 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 改正の趣旨

令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が 10 月に取りまとめられた。

これを受け、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等及び障害児通所支援事業所の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準（児童福

祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

また、上記の施設又は事業所以外のものであって、児童等を入所等させる施設及び事業所のうち、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められている放課後児童健全育成事業所についても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

## 第二 改正の内容

### 1 本則

改正省令により、以下 2 点を義務付ける。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

上記①、②の義務付けの対象となる施設等は以下のとおりである。

義務付け 事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所
義務付け 事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所

### 2 附則

#### (1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とする。

#### (2) 経過措置

1 ②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

### 第三 留意事項

#### 1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

#### 2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

#### 3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

#### 4 実効性の確保

改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第 45 条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第 46 条等の規定による事業停止命令及び同法第 61 条の 4 等の罰則の対象になりうること。

#### 5 施行期日

本改正に伴い、各都道府県等においては条例の改正を要するため、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

#### 6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和 6 年 3 月 31 日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和 5 年 6 月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

以上

**【問い合わせ先】**

< 保育所、地域型保育事業所に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

< 児童養護施設等に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4867, 4868)

E-mail : [kateihukushi@mhlw.go.jp](mailto:kateihukushi@mhlw.go.jp)

< 放課後等児童健全育成事業所に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

T E L : 03-5253-1111 (内線 4966, 4845)

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

< 児童発達支援事業所等に関する事 >

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

E-mail : [shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)

# 所在確認や安全装置の装備の義務づけ

## 1. 改正の趣旨

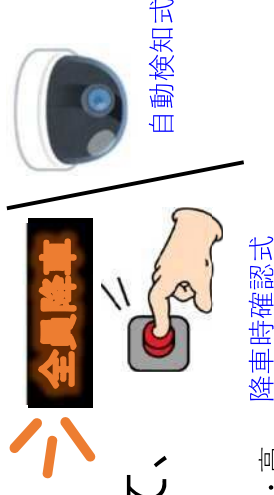
令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務づけを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

## 2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等<sup>(※1)</sup>の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備<sup>(※2)</sup> 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。



## 3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※ ②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、  
代替措置で可

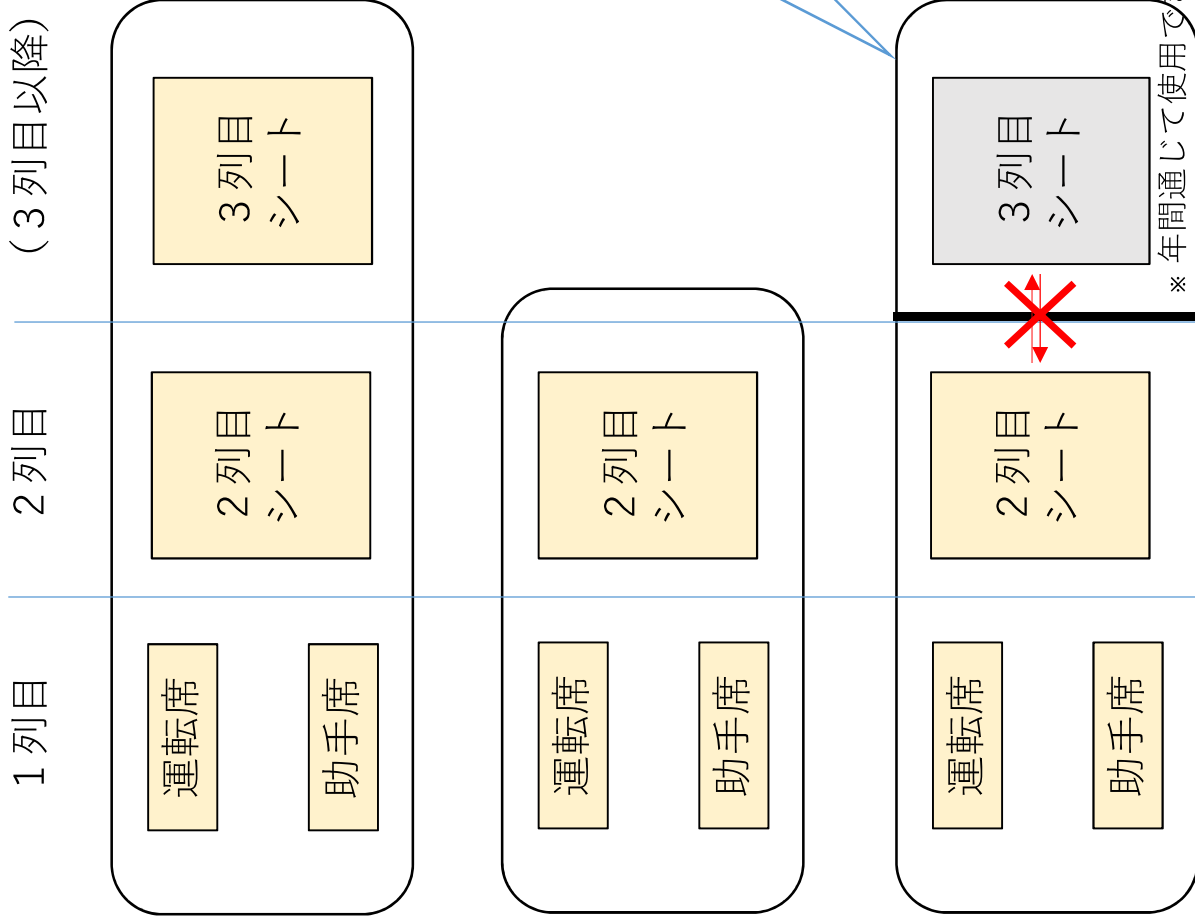
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日

令和6年4月1日

# 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



人が座るシート等  
 人が座らないシート

園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「**対象外**」。

※ 対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

※ 年間通じて使用できない

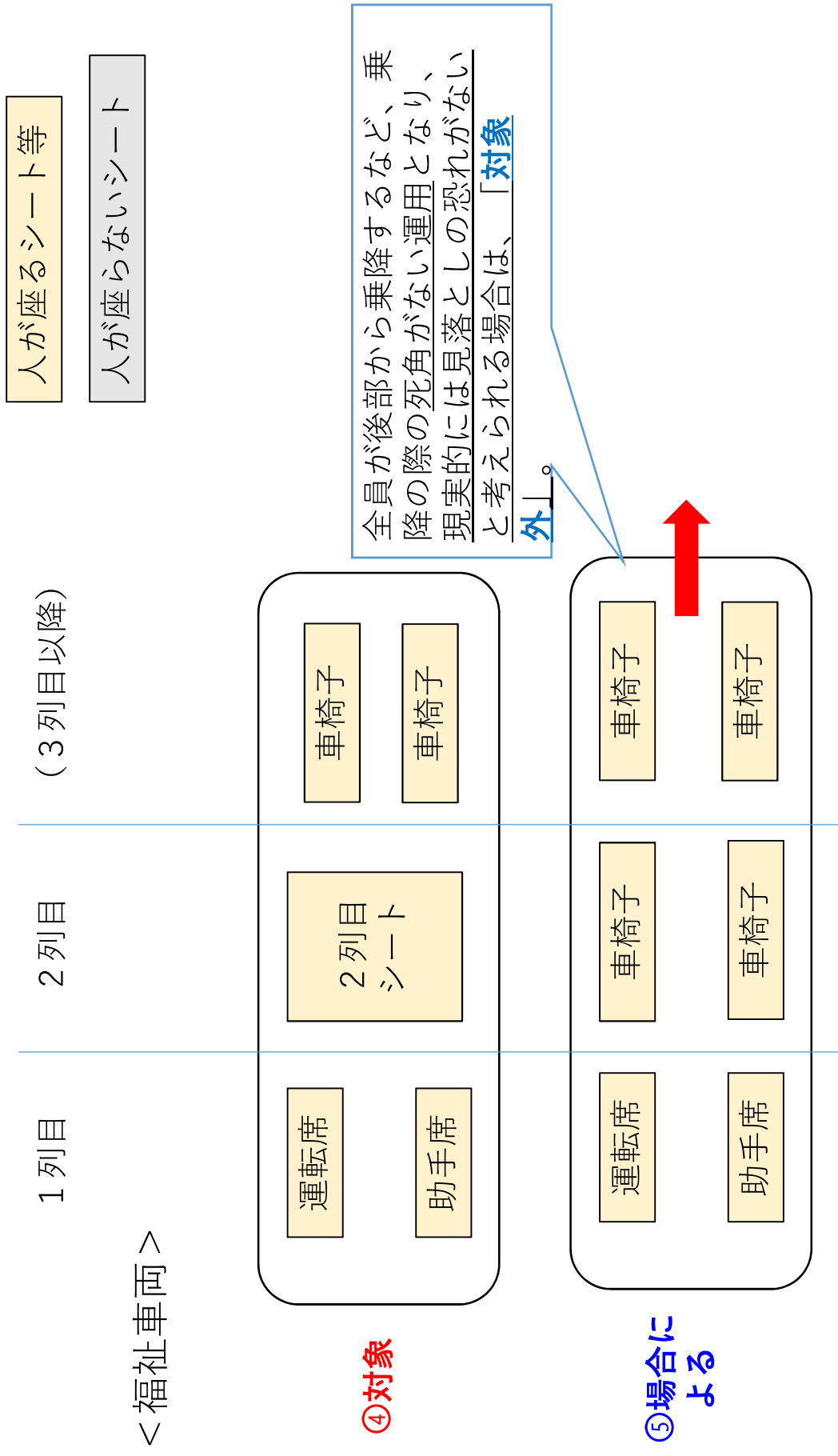
①対象

②対象外

2列シート車

③場合による

# 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※ 対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

## 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

## 降車時確認式の装置

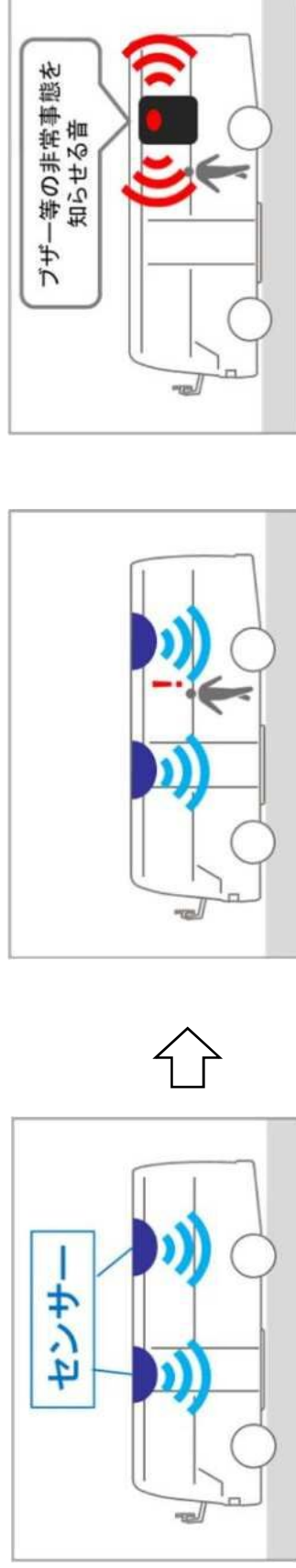


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

## 自動検知式の装置



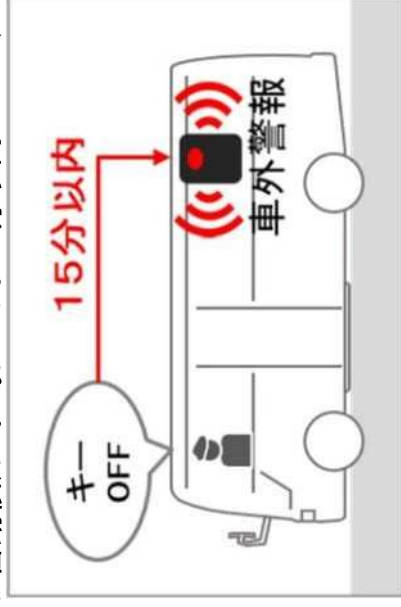
エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

置き去りにされたことを検知すると、**車外向けに警報**

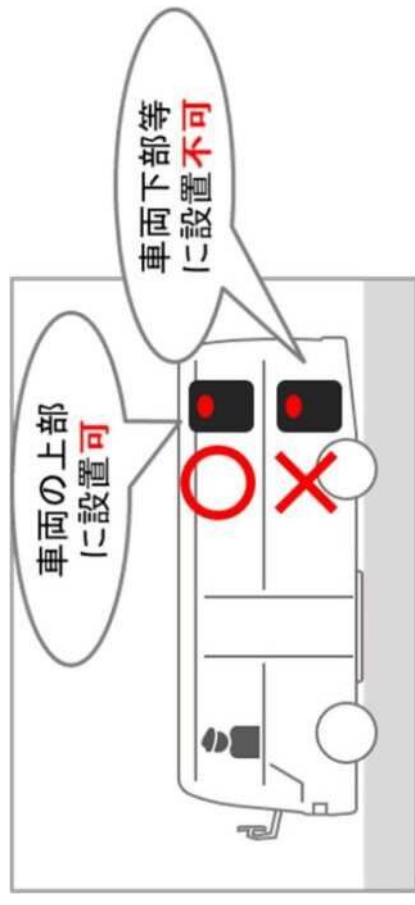
## ガイドラインにおいて規定された主な要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※ 自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

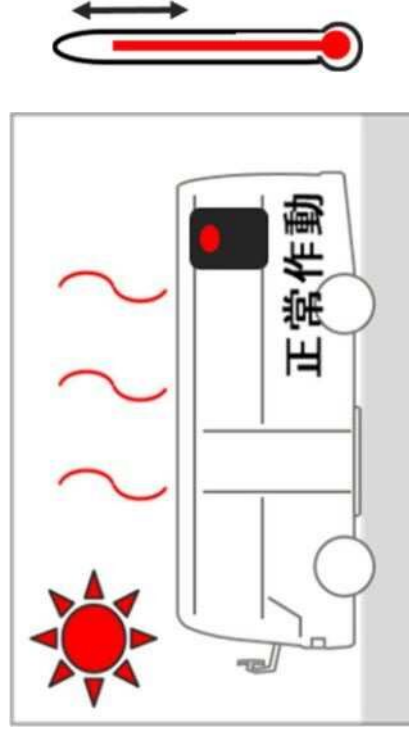


- ② こども等がいたらずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



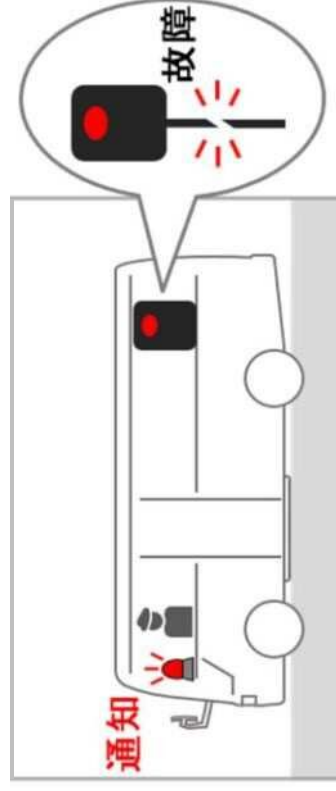
- ③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること\*

※ 電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



## 2 児童発達支援管理責任者の配置要件等について

令和元年度より児童発達支援管理責任者研修制度の見直しがありました。見直し後の研修体系について改めて確認していただきますようお願いいたします。

### (1) 基礎研修について

**基礎研修修了のみでは児童発達支援管理責任者として従事することはできません。**

(令和3年度までに基礎研修修了時点で実務経験を満たしている方については、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日後3年間は児童発達支援管理責任者とみなす経過措置あり)

### (2) 実践研修について

基礎研修修了後、実践研修受講前5年間に2年以上の実務経験を経た上で、実践研修を修了しないと児童発達支援管理責任者として従事することはできません。なお、令和3年度までに基礎研修修了者で経過措置に該当する方について、**経過措置期間終了後までに実践研修を修了していない場合、児童発達支援管理責任者として従事することはできません。**

### (3) 更新研修について

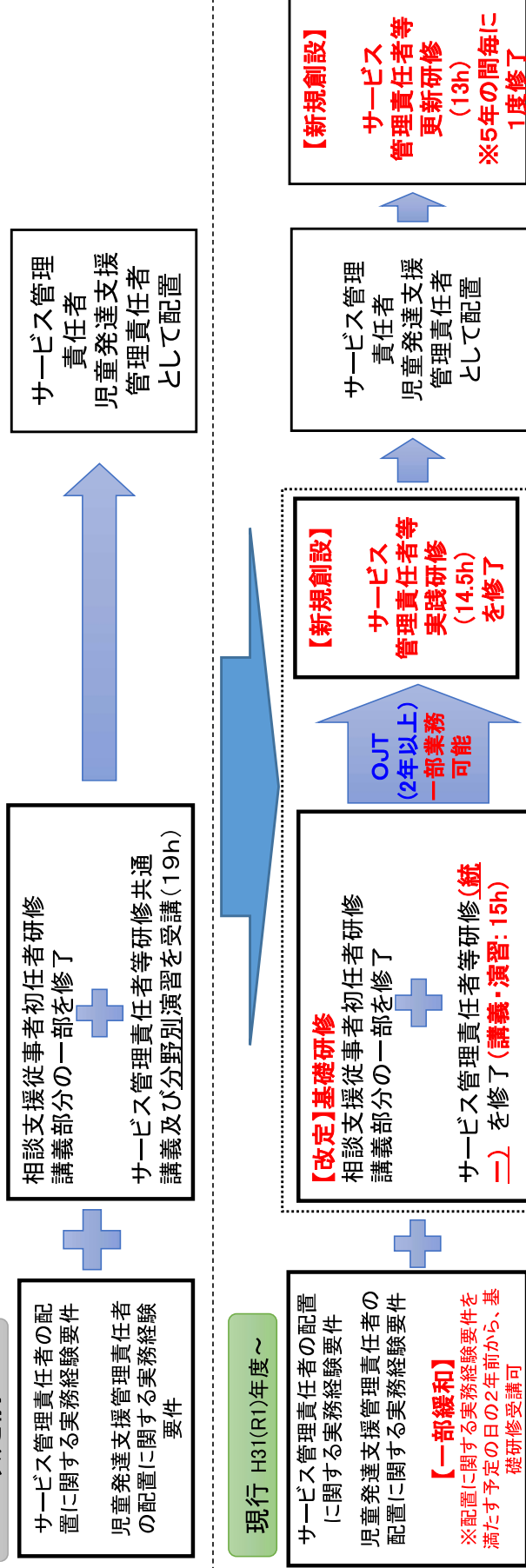
5年ごとの更新制度となりましたが、平成30年度までの研修体系(旧体系)において受講済みの方については、平成31年4月以降、5年間は、更新研修受講前でも引き続き児童発達支援管理責任者として従事可能です。ただし、この場合、**5年間の間(令和6年3月31日まで)に更新研修を修了し、以降5年ごとの更新研修を受講しなければ児童発達支援管理責任者として従事できません。**

なお、期限内に更新研修を修了しなかった場合は、受講期限の年度末(3月31日)をもって実践研修の修了証書は失効します。失効後に児童発達支援管理責任者として配置するためには、実践研修を再度修了する必要があります。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、**実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための**共通基盤を構築する等の観点から**、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

## 改定前



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の業務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している



### 3 業務継続計画の策定について

令和3年度の報酬改定において、すべての障害児通所支援事業者は業務継続計画（BCP）を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。（経過措置：令和6年3月31日まで）

つきましては、各事業所において経過措置期間中に、厚生労働省のガイドラインやひな形を参考に業務継続計画を策定するなど、適正な運用を図っていただくようお願いいたします。

#### ○業務継続計画（BCP）とは

感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

#### ○義務化内容（経過措置：令和6年3月31日）

- ①業務継続計画の策定
- ②定期的な研修・訓練の実施
- ③業務継続計画の定期的な見直し

#### ○参考資料

- ・ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（令和2年12月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
- ・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和3年3月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
- ・ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント（令和2年度 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修資料）
- ・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント（令和3年度 厚生労働省 自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）マニュアル作成支援のための研修資料）
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（通所系） ひな形（厚生労働省）
- ・ 自然災害発生時における業務継続計画 ひな型（厚生労働省）

#### 4 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策について

令和3年度の報酬改定において、すべての障害児通所支援事業者は、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための取り組みを行うことが義務付けられました。**(経過措置：令和6年3月31日まで)**

つきましては、各事業所において経過措置期間までに、厚生労働省のマニュアル・手引きやひな形を参考に指針を整備するなど、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための取り組みについて、適正な運用を図っていただくようお願いいたします。

○義務化内容（経過措置：令和6年3月31日）

- ①感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、その結果について従業者に周知徹底
- ②感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針の整備
- ③従業者への定期的な研修・訓練の実施

○参考資料

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）
- ・ 障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き（令和4年3月 厚生労働省）
- ・ 感染対策指針 ひな型【標準版】（厚生労働省）
- ・ 感染対策指針 ひな型【簡易版】（厚生労働省）

## 2 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべき事項が追加され、令和4年4月から義務化されるとともに、令和5年4月から未実施の場合、減算の適用が開始されます。

つきましては、各事業所において運営基準を遵守するとともに、身体拘束について適正な運用を図っていただくようお願いいたします。

### ○運営基準

- ①身体拘束等の記録の整備
  - ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、その結果について従業員に周知徹底
  - ③身体拘束の適正化のための指針の整備
  - ④従業員への研修実施
- ※②～④については令和4年度から義務化

### ○減算の取扱い

- ・運営基準の①～④を満たしていない場合に、基本報酬を減算（5単位/日）
- ・②～④については令和5年4月から減算適用

### ○参考資料

- ・身体拘束等の適正化の推進（R3.4.19 第107回社会保障審議会障害者部会資料）
- ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）

## 6 個別サポート加算Ⅱの取扱いについて

令和3年度報酬改定により令和3年4月から新たに創設された「個別サポート加算Ⅱ」の算定について、別紙様式（障害児通所支援事業所における連携先機関等との連携支援について（個別サポート加算Ⅱ））を活用していただきますようお願いいたします。

※子ども福祉課への提出は必要ありませんが、加算要件に該当するかどうかの判断に迷うケースがありましたらご相談ください。

※記録がなく算定の要件を満たさずに請求をしていることが判明した場合、返還を求めることがあります。

参考：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

### ⑫の3 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示第1の9のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。

（一） 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

（二） 連携先機関等との（一）の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。

（三） （一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。

（四） 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

※放課後等デイサービスについては上記を準用

## 8 やむを得ない定員超過の取扱いについて

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」第 39 条に基づき定員を遵守する必要がありますが、やむを得ない定員超過として、以下の Q & A の内容に該当するケースがありましたら、**別紙様式（障害児通所支援事業所における「やむを得ない定員超過」理由書）**を子ども福祉課までメール送付していただき事前相談してください。

【メールアドレス：[a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)】

※メール送付するとともに電話にて送付する旨ご連絡ください。

※メールの件名に「やむを得ない定員超過」の文言を入れてください。

参考：令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 4（令和 3 年 5 月 7 日）

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

## 9 医療的ケア児に係る基本報酬の算定に関する届出について

令和3年度報酬改定により令和3年4月から新たに創設された「医療的ケア児に係る基本報酬」の算定について、令和5年4月以降新たに算定する場合は、下記の届出一式を前月15日（消印有効）までに子ども福祉課まで届出してください。

※令和5年4月算定開始の場合は、令和5年4月15日（消印有効）までに届出してください。

※別紙「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）」参照

### 【届出】

- ① 障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② （別添）医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書
- ③ （参考様式5）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

《データ》

ウェルネットなごや > TOP > 事業者の方へ > 障害児通所支援の事業者指定・登録等  
> 指定・登録の様式等ダウンロード

(URL : [https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/shitei\\_yoshiki.html](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/shitei_yoshiki.html))

#### 4 ハラスメント対策について

事業者は、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

##### <特に留意されたい内容>

- a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- b 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

##### <参考>

厚生労働省のサイト「あかるい職場応援団」

ハラスメント対策導入のための各種マニュアルやオンライン研修等

『<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>』

※ 上記ウェブサイトにあるリーフレットを参考に添付してあります。

(別紙2)

## 障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

### 1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

### 2 定員超過について

#### (1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### (2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&amp;A VOL4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q&Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

・ 10 人×22 日＝220 人(延べ障害児数)

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

### 3 定員超過利用減算について

原則、次の(1)及び(2)の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

#### (1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

##### ① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。)に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1)定員10人の場合・・・ $10 \times 1.5 = 15$ 人

- ・ 1日の障害児の数が15人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が16人 : 定員超過利用減算となる。

(例2)定員5人の場合・・・ $5 \times 1.5 = 7.5$ 人→8人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が8人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が9人 : 定員超過利用減算となる。

② 利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例)定員60人の場合・・・ $60 + (60 - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5$ 人→88人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が88人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が89人 : 定員超過利用減算となる。

**(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い**

① 利用定員12人以上の場合

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例)利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合

- ・  $30 \times 22 \times 3 = 1,980$ 人
- ・  $1,980 \times 1.25 = 2,475$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。

② 利用定員11人以下の場合

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例)利用定員10人、1月の開所日数が22日の場合

- ・  $(10 + 3) \times 22 \times 3 = 858$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が858人を超える場合に減算となる。

**(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い**

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1)及び(2)と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員30人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援・・・10人×1.5=15人
  - ・ 1日の障害児の数が15人 : 定員超過利用減算とならない。
  - ・ 1日の障害児の数が16人 : 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護・・・20人×1.5=30人
  - ・ 1日の障害者の数が30人 : 定員超過利用減算とならない。
  - ・ 1日の障害者の数が31人 : 定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
  - ・ 10人×22日×3月=660人
  - ・ 660人×125%=825人(受入可能延べ障害児数)
  - ⇒ 3月間の総延べ障害児数が825人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
  - ・ 20人×22日×3月=1,320人
  - ・ 1,320人×125%=1,650人(受入可能延べ障害者数)
  - ⇒ 3月間の総延べ障害者数が1,650人を超える場合、生活介護は減算となる。

#### (4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

(1) から (3) における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1) ~ (4) の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

#### (5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1) 又は (2) の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

#### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例: 利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員10人の場合で12人利用するときに、児童指導員又は保育士を2人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

## 障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート 令和 年度分

● 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。

※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。

※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。

● 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力をしてください。  
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑥に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (⑦>⑥ = 減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れられる障害児は、⑥の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(⑤+3)×④」

## 記載例・表示内容の説明

### 障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和4年度分

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。  
 ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。  
 ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- ・ 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点で下のような表になります。
- ・ この例では、5月・6月で、②「過去3ヶ月間の延べ利用者数」が、①「過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の③の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、5月と6月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	○○事業所											
提供サービス名	児童発達支援及び放課後デイサービス（多機能型）											
提供単位（単位分けを行っている場合のみ記入）	単位1											

水色のセルに入力をしてください。（色のないセルは自動入力です。）

★ 数字の入力方法や、③に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和4年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)		200	200	400	190	190										
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				400	800	790	780	380	190	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)		10	10	10	10	10										
④ 開所日数(日)		20	20	20	20	20										
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	260	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				520	780	780	780	520	260	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (⑦>⑥=減算必要)				error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error	error	error	error

単位分けを行っている場合、単位の名称を入力してください。事業所で単位の名称を定めていない場合は、どの単位のシートかが分かるよう、適宜名称を設定してください。（「単位1」などの名称でも構いません。）

①の前3月の数字を合計して、表示しています。

②の前3月の数字を合計して、表示しています。

減算の要否を判定する上で必要な前3月の数字（①、②、③の欄）が全て入力されない場合、「error」が表示されたままになります。

①、②、③の間の数字を入力しないと、減算の要否が正しく表示されません。入力漏れがないようにしてください。

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れられる障害児は、③の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席されたい(欠席しがち)であっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑦×(125/100)」,「11人以下の場合: (⑦+3)×⑥」